

議会
だより

第3回下條村議会定例会 70歳~74歳の方の医療費、30%助成 可決

会期 9月16日から
9月27日まで

平成二十三年第3回下條村議会定例会は、9月16日に召集され27日までの12日間の会期で行われました。一般質問と、報告1件、人事2件、条例改正3件、決算6件、補正予算2件、その他の案件3件が提出され、審議の結果16件が可決されました。

- ▼二十三年度決算を認定
二十三年度の決算審議は十八日に提案されて二十七日に審議が行われ、一般会計・特別会計(国民健康保険、老人保健、介護保険・後期高齢者医療村営水費)の六会計が認定されました。(総額は一三億)
- ▼一般質問は四氏より
初日に行われた一般質問は、次のとおりです。
 - 消防活動費増えの助成について 伊藤 進
 - 野田新緑地について 金田 憲治
 - エネルギー施策について 金田 憲治
 - 文化財の保存について 金田 憲治
 - 防犯灯のLED化について 福嶋 利治
 - 橋立地蔵の産産処分場について 福嶋 利治
 - 介護・福祉政策の充実について 福嶋 利治
- 一般質問の様子には、議会当口、ケーブルテレビで中継放送し、後日録画放送もしました。下條村のホームページの中でもご覧になれます。
- ▼報告
 - 平成二十二年下條村財政健全化計画比率等の報告について
 - 平成二十一年度の実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債比率、実質負担比率等の報告。実質赤字比率、連結実質赤字比率ともに黒字となっており、実質公債費比率はマイナスで、実質負担比率もマイナスであり、財政状況は非常に安定している旨の報告。

- ▼下條村固定資産評価審査委員の選任につきその同意について
下田正英氏が九月二十一日付で任期満了となることに伴って、議会では再任とするのことに同意しました。任期は平成二十三年十月一日から平成二十六年九月三十日までの三年間です。
- ▼教育委員の任命につきその同意について
小木曾正博教育委員が九月三十日をもって任期満了となりますが、再任することにつき議会が同意を得ました。
- ▼下條村税条例の一部を改正する条例について
認定NPO法人以外のNPO法人への寄附金を税額控除の対象とするもので、寄附金の税額控除適用上限額を現行の五千円から二万円へ引き上げる改正。経済社会状況の変化に対応し税制への信頼の一層の向上を図る観点等から前期内容を引き上げた改正が主なもので、改正案が可決されました。
- ▼下條村寄附金控除等の支給に関する条例の一部を改正する条例について
災害対策基金の支給対象となる建設の範囲に、死亡した者の死亡当時における兄弟姉妹(死亡した者の死亡に当たする者の者に限る)、又はその死亡に正当な理由に配偶者、子、父母、孫、又は祖父祖母のいずれもが存在しないことが条件となり、また、

- 医療費の受給対象者の拡大で、新たに受給対象となる方が村に二年以上居住し七十歳から七十四歳までの方で、医療費の自己負担の三十%を支給する改正案が可決されました。なお、支給開始は平成二十四年一月からです。
- 補正予算
七千五百万円増
七千五百万円増
歳入の増額の主なものは、地方交付税、災害復旧費、国庫補助金、及び振興補助金、災害復旧事業費、歳出の増額の主なものは住宅リフォーム補助金、災害復旧費で、総額千一億八千八百万円となりました。
- 国民健康保険特別会計(第一号)歳入の増額の主なものは、二十三年度決算の確定による繰越金、減額の主なものは基金繰入金で、歳出の増額の主なものは過年度償還金で、総額三億五千二百四十一万九千九百円となりました。
- ▼その他の案件
● 下條村老人福祉センターの一部を長期的に使用させることについて
● 業務コンサルティングを中心としたシステム構築、パソコン用基幹業務ソフト開発と販売を行うという株式会社「ジーエム」に、老人福祉センターの一部で、一階の健康指導室、宿直室、公使室、湯沸かし室及び受付部分を当該との賃貸し付けの契約。この賃貸については議会の議決が必要となため今回上程され議決されました。
- 南信州広域連合規約の変更について
● 南信州広域連合長二人以内とする南信州広域連合規約の変更が議決されました。

- 議会の委任による長の専決処分事項の指定について
地方自治法上、村に瑕疵がある損害賠償については、その都度その額を議決しなければならないことになっていますが、議会の委任により長が専決処分すること、今回損害賠償と和解し、議決について、長が専決できる額を〇〇万円以下と定め事務の徹底を図るものであります。
- 下條村の損害賠償について
また、村が損害賠償事件で訴訟上の和解については、地方自治法の規定により議会の議決が必要となります。適用は平成二十二年十月一日からで原案が可決されました。なお、専決処分された事件については、議会に報告しなければならぬことになっています。
- 下條村の損害賠償については過去五年間で六件、損害賠償金の支払い総額は約八〇万円ありましたが、いずれもが加入している賠償補償保険により、その保険会社が直接相手方に支払われており、このため、今定例会の議決を得ずと損害賠償金を支払ってきたことに因りて、村の認識不足を深くお詫びいたします。

第四回下條村議会臨時会

十一月十一日(第四回臨時会)が行われ、十一月二十一日で任期満了となる副村長の選任について上程され、宮島俊明氏の選任について同意されました。なお、任期は平成二十三年十一月一日から平成二十七年十月三十一日まで

平成23年度 下條村 人事行政の運営等の状況を公表します

1. 職員の任命及び職員数に関する状況

新規採用 0名 (H23.4.1付) 退職 0名 (H23.3.31付)

(4月1日現在)

| 年度 | 一般行政 | | | | | | | 小計 | 特別行政 | 公共企業 | 合計 | |
|----|------|----|----|----|----|----|----|----|------|------|----|----|
| | 議会 | 総務 | 税務 | 農林 | 商工 | 土木 | 民生 | | | | | |
| 23 | | 9 | 2 | 4 | | 2 | 12 | 2 | 31 | 6 | 1 | 38 |
| 22 | | 9 | 2 | 4 | | 2 | 12 | 2 | 31 | 6 | 1 | 38 |
| 比較 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

(注) 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を有する退職者、派遣職員などを含み、臨時及び非常勤職員を除いたものです。

2. 職員の給与の状況 (普通会計決算)

(単位:千円)

| 区分 | 職員数 (A) | 給与 | | | 1人当りの給与費 (B/A) |
|------|---------|---------|--------|---------|----------------|
| | | 給与 | 職員手当 | 計 (B) | |
| 22年度 | 37人 | 122,099 | 56,385 | 178,484 | 4,823 |

3. 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

- ①1日の勤務時間 8:30~17:15 7時間45分
- ②1週間の勤務時間 38時間45分
- ③勤務時間を削り直らない日 土曜日及び日曜日
- ④休日 国民の祝日に関する法律に規定する休日・12月29日から1月3日
- ⑤休暇の種類 年次休暇・療養休暇・特別休暇・介護休暇・組合休暇

4. 職員の分限及び懲戒処分等の状況

- ①分限処分 地方公務員法第28条第2項第1号及び職員の分限に関する条例第3条第2項の規定による休職(心身の故障のため、長期の休養を要する場合) 該当なし
- ②懲戒処分 該当なし

5. 職員の服務の状況 良好

6. 職員の研修状況

- ①一般研修 一般行政職員研修・中堅行政職員研修・課長研修
- ②専門研修 法務執務研修 税務職員研修 会計職員研修

7. 職員の福祉及び利益の保護の状況

- ①加入保険制度 長野県市町村職員共済組合
- ②福利厚生 長野県市町村職員互助会・下條村役場職員互助会

8. 下伊那郡公平委員会報告

- ①勤務条件に関する指要要求 なし
- ②不利益処分に関する不服申し立て なし

税に関するお知らせ

村民民税・所得税の申告準備のお知らせ

申告準備のお知らせ

- ◎農業所得の申告について
一年間の収入の計算及び光熱水費、賃金等の経費を項目ごとにとまとめ、明細書等の証拠書類の整理を今から準備下さい。これらが不明の場合、申告にお時間がかかり、他の書類をお待たせすることになります。
- ◎不動産所得の申告について
農地を貸し付けていて小作料を受け取っている場合や、駐車場等として貸し付けている地代を受け取っている場合など、金額の多少に依らず不動産所得を申告する必要があります。
- ◎扶養親族の申告について
給与所得者や公的年金受給者は年末調整等で、事業所得者等は確定申告で、所得がない方を扶養親族として申告することで、所得控除が受けられますが、子どもさんや両親をご夫婦で共に扶養控除として申告しているケースが見受けられます。後々、修正申告が必要になることもありますので、十分ご注意ください。なお、平成二十三年分申告より、十五歳以下の子どもの扶養控除が廃止となりましたので合わせてご注意ください。

◎不明な点は役場税務係・飯田税務署までお問い合わせ下さい。また、申告等の詳細は次号の広報と二月上旬の全戸配布文書でお知らせします。

公的年金等に係る雑所得を有する方の所得税の確定申告不要制度の創設について

平成二十三年分の確定申告から、

公的年金等の収入金額の合計額が四百万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の給与所得等金額が二十万円以下である場合には、所得税については確定申告書の提出は不要となります。なお、農業所得等ある場合には必ず確定申告を行ってください。

※右記に該当する方であっても、例えば医療費控除などによる、所得税の還付を受けるための確定申告書について提出することはできません。

※右記に該当する方であっても、例えば上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除など、確定申告書の提出が控除適用の要件となっている控除を受ける場合には、確定申告書の提出が必要となります。

※右記に該当する方であっても、住民税の申告は必要です。

税務署から「青色申告決算説明会」のお知らせ

平成二十三年分青色申告決算説明会が先記日程で行われます。「営業・不動産所得」「農業所得」のそれぞれで行われますので、ご都合をつけてご参加下さい。

◎営業・不動産所得の方
十一月二十八日(月) 十三時半～

下條村商工会館

◎農業所得の方
十二月十三日(火) 十三時半～

J.Aのみ信州下条支所
多日の研修センター

決算説明会についてのお問い合わせは飯田税務署へ